

円山川流域懇談会規約(案)

(趣旨)

第1条 本規約は、「円山川流域懇談会」(以下「懇談会」という)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置し、次の事項について意見を述べるものとする。

- 1) 河川管理者が実施する「円山川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下「整備計画」という)に基づく事業の進捗状況やそれらの点検の結果に関すること。
- 2) 上記結果から整備計画の変更が必要と考えられる場合、整備計画の変更に関すること。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は円山川水系に関し学識経験などを有する者のうちから、整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 委員の追加について、必要と認める場合には懇談会に諮り整備局長に要請できる。なお、追加された委員の任期末は、他の委員と同じとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置き、座長は会務を総括し、懇談会を代表するとともに議事の進行を司る。

2. 座長は、委員の互選によりこれを定める。
3. 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 懇談会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、必要と認められるものはこれを付す。
4. 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

(情報公開)

第 6 条 懇談会は、原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会で定める。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、事務局である近畿地方整備局豊岡河川国道事務所が行うものとし、以下の業務を行う。

- 1) 会議資料の作成
- 2) 議事録の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成 等

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。